



令和 2 年 12 月 1 1 日  
住宅局住宅生産課

## 改正建築物省エネ法の説明義務制度について、広く周知を行っています！

～令和 3 年 4 月 1 日より施行される説明義務制度に係るコンテンツのご案内～

このたび、改正建築物省エネ法の説明義務制度<sup>※</sup>を実演ドラマにて学べる動画を公開しました。さらに、戸建住宅の新築を検討している消費者の方向けに、説明義務制度を紹介する漫画を作成しましたので、ホームページにて公開しております。漫画冊子は、全国約 250 箇所の住宅展示場で配布も行います。

※説明義務制度：300m<sup>2</sup>未満の住宅や建築物を建築士が設計する際に、建築主に対して、省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが義務付けられる制度

### <建築士の方へ>

- 改正建築物省エネ法のオンライン講座 (<https://shoenehou-online.jp/>) にて、改正法の説明を行っております。このたび、追加のコンテンツとして説明義務制度をドラマ風に学べる動画を公開しております。是非ご確認ください。
- 改正建築物省エネ法の HP (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>) において、建築主への説明の際に活用できる資料として、省エネ住宅のメリットや説明義務制度の概要を紹介するリーフレットや、省エネ住宅の健康性に関する研究結果をまとめたチラシ、省エネ基準への適合性を説明する際に用いる説明書の様式（別紙 1）等を公開しております。是非ご活用ください。

### <消費者の方へ>

- 説明義務制度について、漫画形式でわかりやすく知ることができるコンテンツ（別紙 2）を作成しております。こちらの漫画は、全国約 250 箇所の住宅展示場にて配布を行うほか、消費者の方向けのホームページ (<http://shoene-jutaku.jp/>) にて公開しております。当サイトでは、省エネ住宅のメリット等も紹介しておりますので、是非ご覧ください。

別紙 1：建築主への説明の際に活用できる様式やリーフレット等（一例）

別紙 2：説明義務制度の紹介漫画『ご注文は省エネ住宅ですか？』（抜粋）

（全編：[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou\\_assets/img/library/setsumeigimanga.pdf](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/setsumeigimanga.pdf)）

### <問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 平田 真 係長 伊原 冬樹

電話：03-5253-8111（内線 39-429,39-437） FAX：03-5253-1629